

特約付き金銭信託(合同運用型)

〈ひろぎん〉 家族みまもり信託 プラス

将来、認知症等でお金の管理が
難しくなった場合でも、
医療・介護費用だけでなく
生活費もスムーズに引き出せる
仕組みをプラス。
あなたを支えるご家族と一緒に
安心して財産管理ができる信託です。



【商号等】株式会社 広島銀行 【登録金融機関】中国財務局長(登録)第5号 【加入協会】日本証券業協会一般社団法人金融先物取引業協会

お問い合わせ先
〈ひろぎん〉の窓口
または

信託専用フリーダイヤル

 **0120-164-088**

受付時間：平日／9:00～17:00
(土・日・祝休日、および大晦日・正月3が日は除く)

フリーダイヤルをご利用頂けない場合は**082-504-3928**(通話料はお客さま負担となります)

〈ひろぎん〉 ホームページ

家族みまもり信託プラス 



〈ひろぎん〉
公式アプリ



(2025年3月31日現在) [2503] (828-158) H

 **広島銀行**

未来を、ひろげる。
 ひろぎんホールディングス

「もしも」に備えて安心 ご家族で見守る財産管理

人生100年時代だからこそ、
元気なうちに財産管理を考える重要性が高まっています。
ご本人とご家族が笑顔で暮らす未来のために、
今から「もしも」に向けた準備を始めませんか。

ご本人さまのお気持ち

元気なうちに、
年齢を重ねることに伴う不安や
心配を軽減しておきたい。

入院や介護でまとまった
お金が必要になっても、
家族に迷惑をかけたくない。

自分の財産管理を
家族に
任せられるように
しておくと安心。

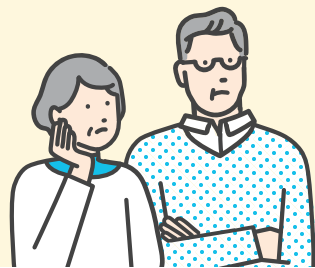
万が一のとき、
家族がスムーズにお金を
引き出せるように
準備しておきたい。

ご家族の想い

生活費や税金の
支払いなど、
親のお金の管理を
サポートしたい。

医療費や介護費の
立て替えは、
経済的な負担に
なりそう……。

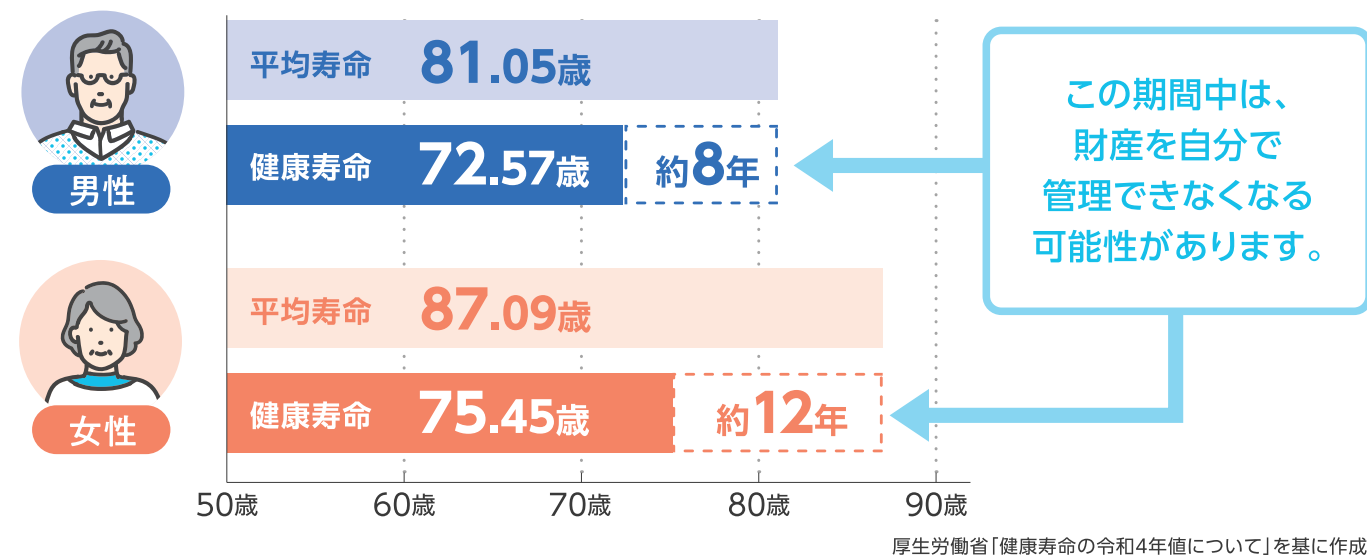
離れて暮らす親が特殊詐欺や
悪徳商法の被害に遭わないか心配。



5人に1人が75歳以上の超高齢社会。 財産管理の準備はできていますか。

リスク1 今後、健康でいられる期間は？

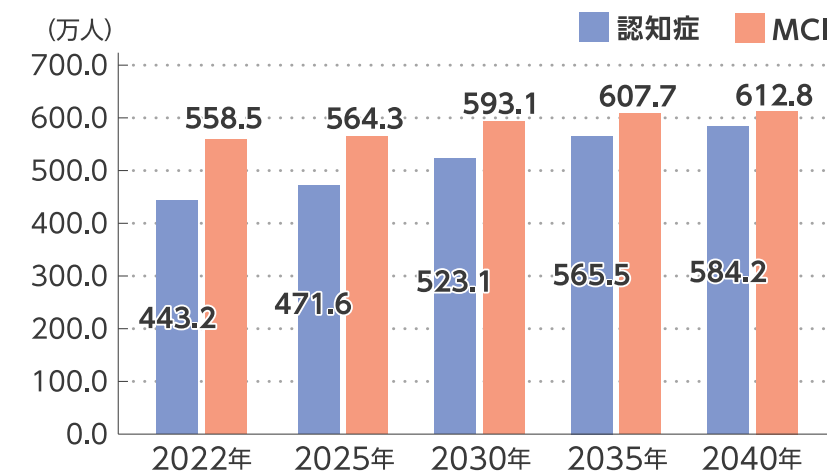
日本人の「平均寿命」と、健康上の問題がなく日常生活を送れる「健康寿命」には大きな差があります。男性は約8年、女性は約12年。この期間中は日常生活が制限され、財産を自由に動かせない可能性があります。



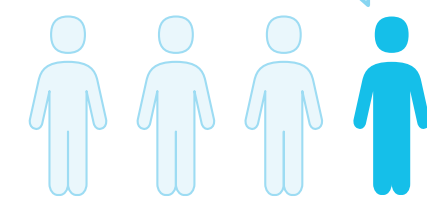
リスク2 認知症等で判断力が低下

2040年には、65歳以上の認知症患者は584万人にのぼるといわれています。これは高齢者の約15%で、約7人に1人の割合です。また、その一歩手前にあたる軽度認知障害(MCI)と診断される人も含めると、約4人に1人の割合です。

認知症およびMCIの高齢者数の将来推計

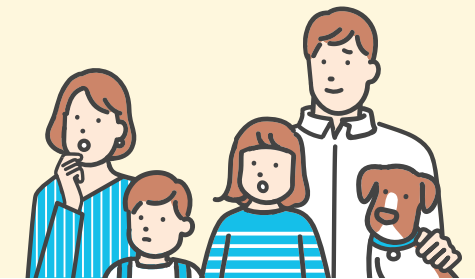


65歳以上の約4人に1人は
認知症または軽度認知障害



「令和6年高齢社会白書」を基に作成
※万人未満は切り捨て

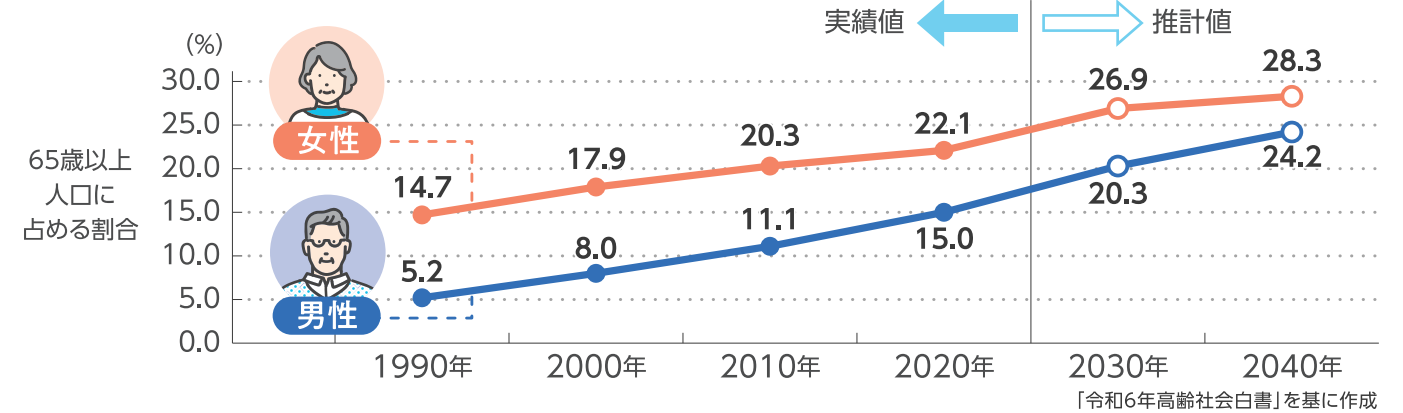
超高齢社会に突入し、老後が長期化することで
認知症等による口座取引の制限や特殊詐欺被害など、
高齢者やその家族が直面するリスクや課題が増加します。



リスク3 一人暮らし高齢者世帯が急増

一人暮らしをする65歳以上の高齢世帯の割合が増えています。2000年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性8.0%、女性17.9%でしたが、2020年には男性15.0%、女性22.1%となり、2040年には男性24.2%、女性28.3%になると見込まれています。離れて暮らしていても、家族間で定期的に情報共有を行うことが大切です。

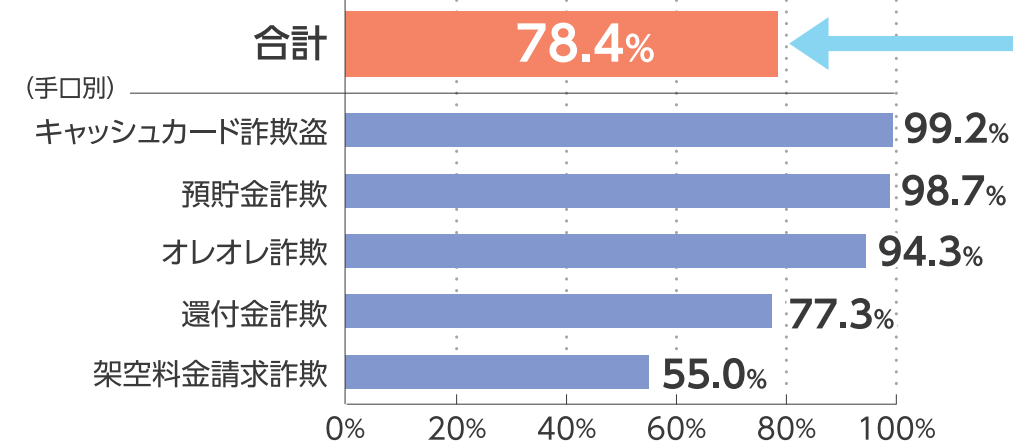
65歳以上の一人暮らしの動向



リスク4 特殊犯罪被害者の約80%が高齢者

オレオレ詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺は増加傾向にあり、被害者の約80%は高齢者です(2023年の被害認知件数)。今後も高齢者を狙った犯罪は増加する恐れがあるため、特殊詐欺から大切な財産を守るための対策が必要です。

高齢被害者の割合



高齢者を狙って
巧妙化する
特殊詐欺の対策を

警視庁
「令和5年における特殊詐欺の
認知・検挙状況等について(確定値版)」
を基に作成



「〈ひろぎん〉家族みまもり信託プラス」は、お客さまの認知症等や健康の不安に備え、豊かな生活と財産管理をサポートする信託商品です。

特長 01

ご家族(代理人)に信託財産を託せる。

認知症等や健康の不安に備え、財産管理を任せのご家族(代理人)をご自分の意思であらかじめ指定できます。

特長 02

急な医療費等のお支払いにピッタリ。

「代理人」は、請求書・領収書等があれば、ご本人さまが必要な医療費等を請求(10万円以上)することができます。

特長 03

毎月の生活費のお支払いにも対応。

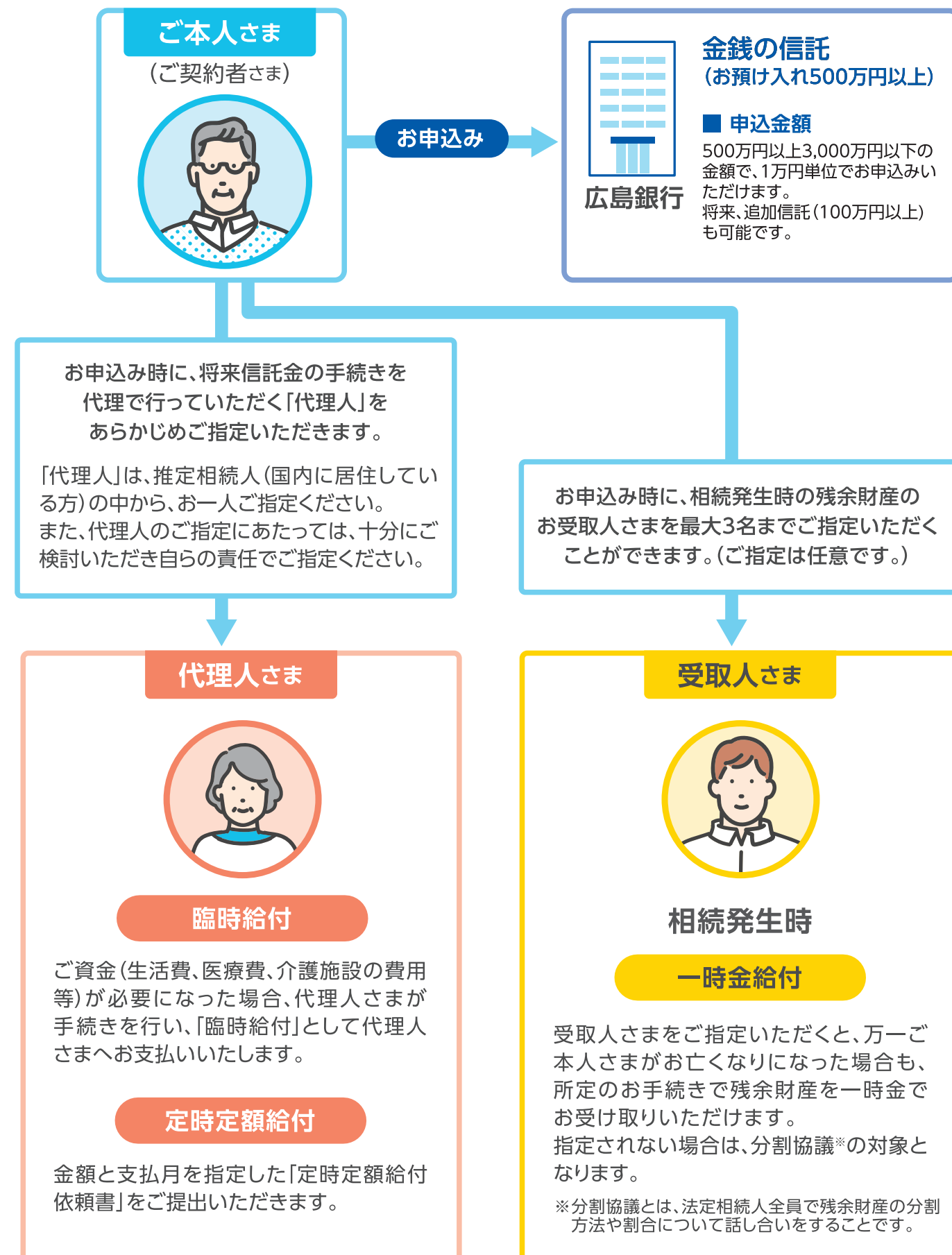
「代理人」の申し出に基づき、ご本人さまが必要な生活費等を定期的にお受け取りいただくこと(10万円以上)ができます。

特長 04

お申込みは500万円以上、元本保証で安心。

お申込み金額は500万円から。100万円以上の追加信託も可能です。
また、本商品は元本保証ですので安心してお申込みいただけます。

「〈ひろぎん〉家族みまもり信託プラス」のしくみ



給付金のお受け取り

急に必要な資金にも、毎月の生活費にも対応しています。

臨時給付

生活費・医療費・介護費用・税金等のお支払いに

- 10万円以上の必要な金額^(※)をご指定いただいた代理人さまの口座にお支払いするサービスです。ご本人さまの生活のために使った費用の他、治療や介護、税金等の費用が発生した場合にご利用いただけます。

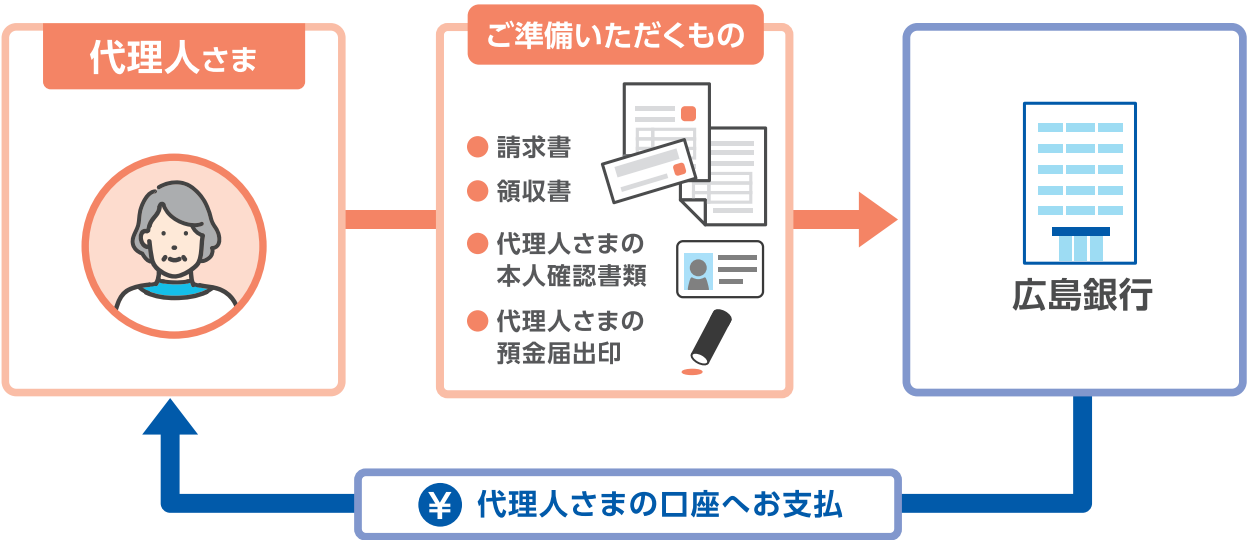
(※) 請求書または領収書の合計金額が10万円(税込み)以上となる場合にお支払いいたします。

- 臨時給付のお受け取り日は、広島銀行本支店で所定の手続を行った日に応じて、以下のようになります。

- 毎月1日から15日お手続き分は、当月25日
- 毎月16日から月末お手続き分は、翌月10日

※お受け取り日が銀行休業日の場合は、前営業日となります。

- ご本人さま宛の請求書・領収書のうち、発行日が信託契約日以後の日であり、かつ広島銀行に請求いただいた日から3年以内のものが対象です。



お支払いの対象となる費用

生活費	ご本人さま(ご契約者さま)の生活費にお使いいただけます。
医療費	病院基本料(初診・再診)、リハビリテーション、手術、麻酔、放射線治療、予防接種、健診、文書作成、医薬品、健康保持用摂取品、保健医療用品・器具、保険適用外診療(高度先進医療、再生医療、整形、マッサージ)等
介護費用	一時金、前払金、介護保険自己負担分、施設利用料(食費、オムツ、散髪代等含む)、その他有料サービス等
税金・社会保険料	所得税、住民税、固定資産税、都市計画税、健康保険料、年金保険料等

※代理人が悪意を持ってご本人さま以外のために信託財産を消費した場合、業務上横領の罪に問われる可能性があります。また、給付金のうち、ご本人さまのために使われなかった部分に関し、代理人への贈与とみなされる場合があります。この場合、広島銀行は一切の責任を負いません。

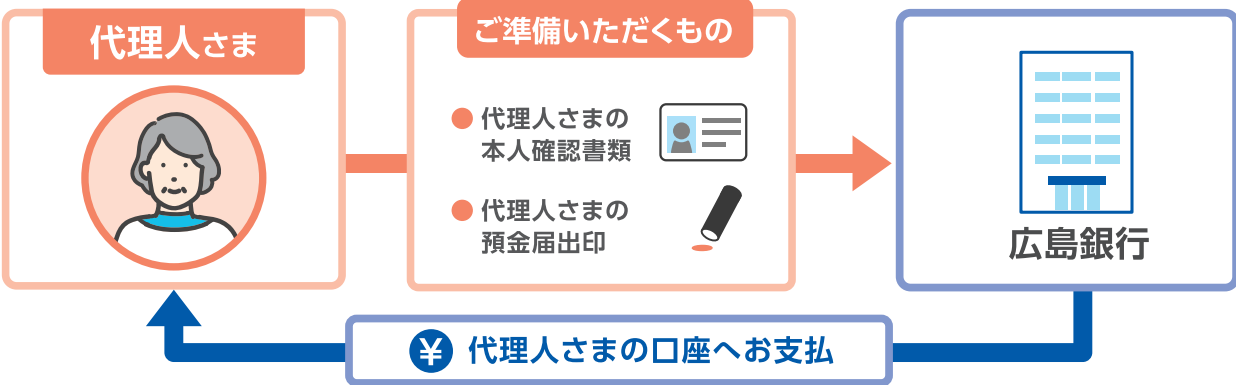
必要な時に利用できる「臨時給付」と、定期的にお支払いする「定時定額給付」の2つのサービスをご用意しています。急に高額な資金が必要になった時にも、日々の暮らしにも安心です。

定時定額給付

生活費・公共料金等のお支払いに

信託財産を、ご本人さまの公共料金の支払いや、食料品、日用品の購入資金等にお使いいただけるよう、定期的にお受け取りいただけます。

- 1回あたりの受取額は10万円以上50万円以内(10万円単位)となります。
- 受取周期は2月・4月・6月・8月・10月・12月の中からご指定ください。(複数選択可)
- 定時定額給付のお受け取りは、受取指定月の15日(銀行休業日の場合は前営業日)となります。
- 受取口座は、ご指定いただいた代理人さまの口座となります。



定時定額給付でのご利用例

※請求書・領収書等は不要です。

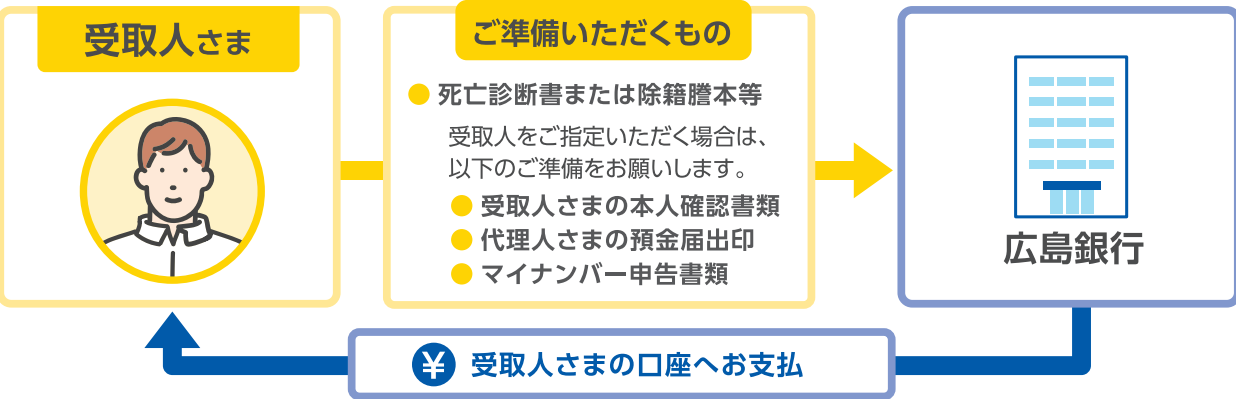
生活費	ご本人さま(ご契約者さま)の生活費にお使いいただけます。
公共料金	ご自宅の電気代・ガス代・水道代等のお支払いにお使いいただけます。

※代理人が悪意を持ってご本人さま以外のために信託財産を消費した場合、業務上横領の罪に問われる可能性があります。また、給付金のうち、ご本人さまのために使われなかった部分に関し、代理人への贈与とみなされる場合があります。この場合、広島銀行は一切の責任を負いません。

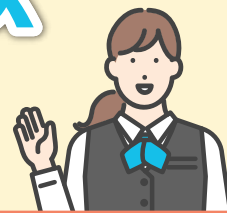
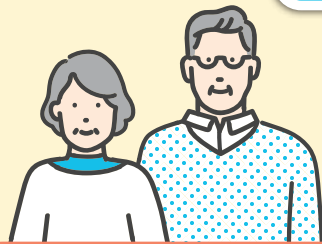
相続発生時は

一時金給付

- ご相続発生時の残余財産の受取人さまを最大3名までご指定いただけます。
- 受取人さまは所定のお手続きで一時金を受け取ることができます。
- 受取人さまを指定されない場合は、分割協議の対象となります。



〈ひろぎん〉
家族みまもり信託
プラス



Q 代理人には誰を指定できますか？

A 代理人は、推定相続人^(※)のうち、国内に居住している方の中から1名をご指定いただきます。また、代理人となる方は、広島銀行の口座が必要です。
(※) 推定相続人とは、代理人を指定いただく時点でご本人さまに相続が開始した場合に相続人となる方のことをいいます。

Q 臨時給付はどのような場合に利用できますか？

A 臨時請求の際にご提出いただくご本人さま宛の請求書またはご本人さま宛の領収書の合計金額が10万円(税込み)以上となる場合にお支払いいたします。合計金額が10万円未満となる場合には、お支払いができませんのでご注意ください。
お支払いの対象は、生活費、医療費(病院基本料、手術、健診等)、介護費用、税金(所得税、住民税、固定資産税等)等の費用となります。

Q 定時定額給付の受け取り金額に制限はありますか？

A 定時定額給付の1回あたりの金額は、10万円以上50万円以内です。ただし、代理人が資金を受け取られる場合、生活資金として必要な金額の範囲に留めてください。生活に必要な資金以上の金額を設定されると、代理人に対する贈与とみなされる可能性があります。

Q 相続が発生した場合、受取人を指定していない場合はどうなりますか？

A 家族みまもり信託プラスでお預かりしている財産の分配方法を、相続人全員でご相談いただき、決めていただくことになります。

Q 中途解約はできますか？

A 約款に定める場合およびやむを得ない事由で、かつ当行がこれを認めた場合のみ、中途解約が可能です。

Q 引っ越しや印鑑が変わった場合はどうすればよいですか？

A ご住所、ご印鑑等の変更がありましたら、最寄りの広島銀行本支店にて変更のお手続きをお願いいたします。

Q 代理人や受取人、信託期間など契約内容の変更は可能ですか？

A ご本人さまからのお申出により、代理人や受取人、信託期間等の変更が可能です。

Q 代理権が濫用された場合はどうなりますか？

A 代理人が悪意を持ってご本人さま以外のために信託財産を消費した場合、業務上横領の罪に問われる可能性があります。また、給付金のうち、ご本人さまのために使われなかった部分に関し、代理人への贈与とみなされる場合があります。この場合、広島銀行は一切の責任を負いません。

Q 健康上、店頭に出向けない場合、申込みは本人以外でもできますか？

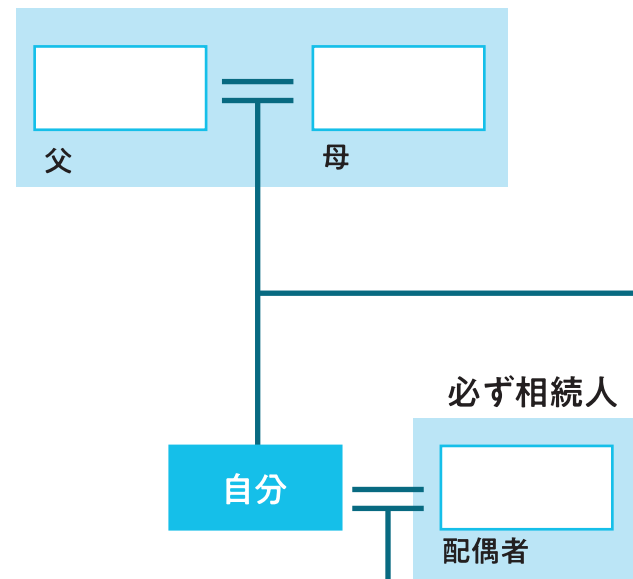
A ご本人さまからしか、申込みいただくことは出来ません。
ただし、身体上の理由等でご本人さまのご記入が難しい場合は、ご本人さまの同意のもとご家族の方から受付するケースもあります。

Q 管理報酬や手数料はどれくらいかかりますか？

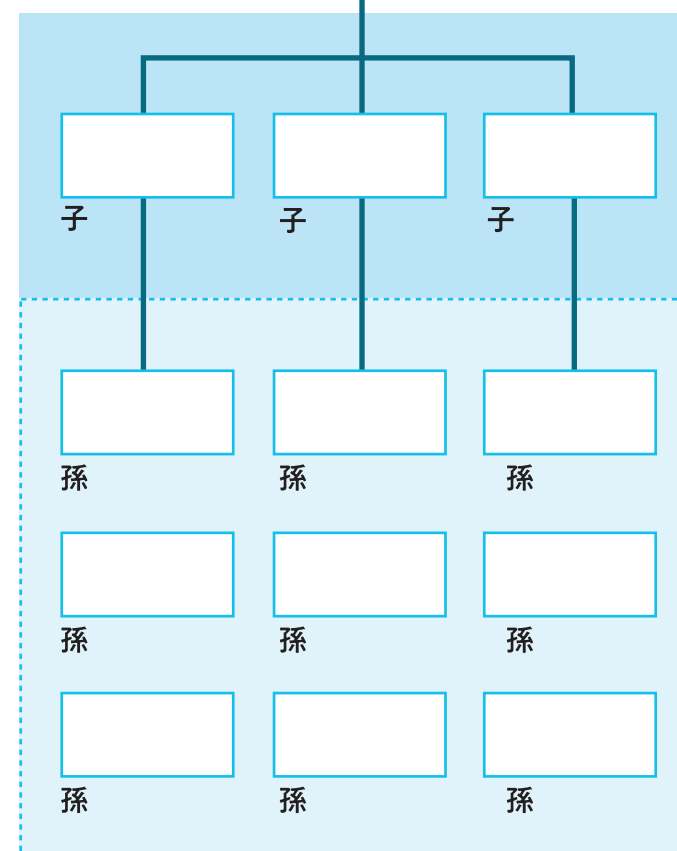
A 手数料は、申込金額の4.4%(消費税込み)をいただきます。
また、信託財産を追加される際も、追加金額の4.4%(消費税込み)をいただいています。

法定相続人の範囲【書き込みシート】

第2順位

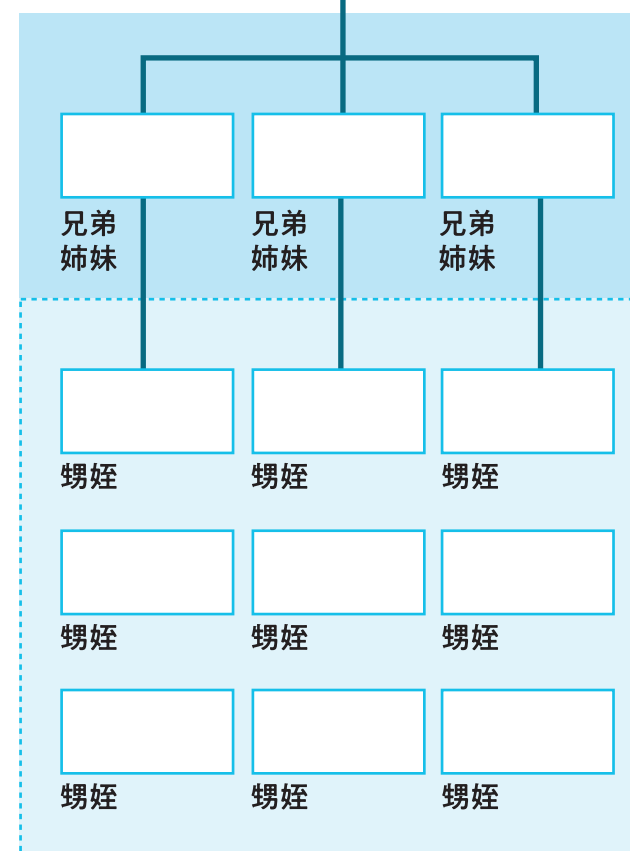


第1順位



代襲相続の場合(子が亡くなっている場合)

第3順位



代襲相続の場合(兄弟姉妹が亡くなっている場合)

Memo

特約付き金銭信託(合同運用型)「くひろぎん」家族みまもり信託プラス」商品概要説明書

商品概要等		
1	商品名	特約付き金銭信託(合同運用型)「くひろぎん」家族みまもり信託プラス」
2	販売対象	個人のお客さま
3	信託の目的	(1)信託財産をご本人さまの生活資金、医療費、介護費等のために利殖し、左記費用の支払いに充てることにより、ご本人さまの生活の安定に資すること。 (2)委託者の死亡時に委託者が指定する者に残余信託財産を交付すること。(委託者が受取人を指定している場合)
4	商品の仕組み	(1)本商品は、委託者の資金を元本保証の金銭信託等で運用し、委託者の生活資金、医療費等の支払いに充てるための資金としてお申出に応じ信託財産からお支払いします。 (2)お申出に基づき定時定額にてお支払いすることもできます。 (3)委託者死亡時には、委託者が指定する者に残余信託財産を交付します。(委託者が受取人を指定している場合) お客さま ご本人 (委託者兼第1受益者) ①信託契約の締結 ②金銭の信託 当行(受託者) 信託財産の管理・運用 臨時給付・定時定額給付 【相続発生後】一時金給付 代理人 受取人 (第2受益者)
5	委託者	個人のお客さま
6	代理人	(1)委託者が、原則として推定相続人の中から1名を指定します。 (2)代理人に指定されたことはご契約時に当行からご連絡致します。ただし、お客さまからも申込前に代理人にその旨お伝えください。 (3)お申込み時に、代理人の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただきます。お申込み後に代理人の方のご住所などが変更になった場合は、当行へお届けください。

7	受益者	(1)受益者はお客さまご自身及びお客さまが金銭を交付する指定をしたご家族等となります。 (2)お客さまにご相続が発生するまでの間は、お客さまを受益者(第1受益者)とします。 (3)お客さまにご相続が発生した時以降は、お受取人を受益者(第2受益者)とします。 (4)第2受益者は3名までご指定いただけます。 (5)第2受益者は受益権の取得を断ることができます。第2受益者は、お客さまに相続が発生した後に、一括して金銭を受け取ります。 (6)受益者に指定されたことはご契約時に当行からご連絡致します。 (7)お申込み時に、第2受益者の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただきます。お申込み後に第2受益者の方のご住所などが変更になった場合は当行へお届けください。
8	受託者の商号・本店所在地	株式会社広島銀行 〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号
9	信託契約の内容	お客さまと当行との間の信託契約の内容については、お客さまが別途提出する「特約付き金銭信託(合同運用型)くひろぎん」家族みまもり信託プラス」申込書、「特約付き金銭信託(合同運用型)くひろぎん」家族みまもり信託プラス」約款、「予定配当率のご案内」および当行から送付する「ご契約の明細」の記載をご覧ください。信託契約は、お客さまお1人につき1契約のみとします。
10	受益証書等の交付	受託者は、受益権を証するための受益権証書および信託法第185条第1項に定める受益証券を発行しません。
11	ご資金の入金方法	信託契約日(信託設定日)に、当行所定のお手続きによりご入金いただきます。追加信託時も同様です。
12	信託契約期間	5年以上30年以内(1年単位にて、お客さまがご指定できます。) 当初ご契約いただいた信託期間はお客さまのお申出により延長できます。 ただし、上記期間を超えることはできません。 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が5年に満たない場合には、信託期間満了日は、その追加信託日から5年間延長されます。 その後追加信託がなされた時にも同様とします。ただし、かかる延長後の信託期間満了日は、信託契約日から30年後の応答日を超えないものとし、かかる場合は当該応答日を信託期間満了日とします。
13	信託財産 (1)信託財産の種類等 (2)最低受託金額	信託財産は金銭とします。委託者は当行の承諾を得て、下記の最高受託金額を超えない範囲で信託財産を追加できます。信託金にかかる所有権は、対象となる金銭をお客さまが当行に対して引き渡すことをもってお客さまから当行へ移転します。 500万円(追加信託は100万円)

(2025年3月31日現在)

	(3)最高受託金額 (追加信託を含めた上限)	3,000万円 ただし、他のご相続人の法令上の権利(遺留分)を侵害する可能性がある場合は、信託金額について、お客さまとご相談させていただきます。 ※遺留分とは 遺留分制度とは、一定の相続人について相続財産の一定割合を相続することを民法により保障される制度です。信託契約の締結によりこの遺留分が侵害されることになった場合、侵害された相続人は相続開始後に遺留分侵害額請求をすることができます。この遺留分侵害額請求は、その権利を有する者が行使してはじめて効力を生じます。信託契約の締結が遺留分を侵害する内容であっても信託契約が無効になるわけではありませんが、争いを避ける意味からも、信託契約をする段階で遺留分を侵害しないよう配慮していただくようお願いします。 なお、遺留分侵害額請求の行使権は、相続開始および遺留分の侵害を知った時から1年間または相続開始の時から10年間行使しないときは消滅します。遺留分の権利のある相続人は配偶者、直系卑属(子など)、直系尊属(両親など)に限られ、兄弟姉妹にはこの遺留分はありません。
	(4)申込金額の単位	1万円単位
14	信託計算期間 (1)計算期日	毎年3月25日(年1回)、本信託が分割される日の前日、信託期間の満了日及び受益者への信託財産の交付の完了により信託財産がなくなった場合における終了日ならびにその他の理由により信託が終了した場合の信託金の支払いがなされる日の前日。
	(2)収益金の計算期間	前回計算期日の翌日(初回は信託契約日)から当該計算期日まで。
	(3)収益金の計算・分配方法	原則、収益は計算期日の翌日に信託元本に組み入れます。
15	信託財産の運用	(1)当行は、信託財産を指定金銭信託受益権、国債・地方債、預金(当行預金を含みます。)およびこれらに類似する性質を有する資産、その他当行が適切と判断する資産にて運用し、安定した収益の確保を基本方針とします。 (2)当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生じることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下「兼営法施行規則」とします。)第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、次の各号に掲げる取引を行うことができるものとします。 ①信託受益権:信託の受託者を当行とする信託契約の締結 ②預金:当行を預け先とする預金、銀行勘定貸(この場合当行の店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。)する利率を基に、個別に付利するものとします。) (3)当行は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引を、当行の固有勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって取引を行う場合を含みます。)、当行の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律[以下「兼営法」とします。]第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、同法第22条第2項により読み替えられる場合を含

		みます。)、または他の信託の信託財産との間で行うことができるものとします。 (4)当行は、信託財産を運用方法を同じくするほかの信託財産と合同して運用します。合同して運用した信託財産について生じた損益は、約款第24条および第25条に基づき各受益者に帰属します。
16	信託財産の管理	お客さまの信託財産は、当行の勘定と分別管理されます。
17	信託業務の委託	当行は約款第14条に示す信託業務の全部または一部について委託することがあります。
18	自己または利害関係人との取引	受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、当行の固有勘定、当行の利害関係人または委託先またはほかの信託の信託財産との間で取引を行うことがあります。なお、これらの取引を行った場合には当行は、約款に定める方法に従い、受益者の閲覧に供する等の対応を行います。
19	信託財産運用状況の報告	年1回、3月25日を基準日(計算期日)として、当該基準日にかかる計算期間中の収益金の明細、当該期間中のお支払いの明細および信託財産の状況を記載した「信託財産状況報告書」を作成し、約款に定める方法に従い、受益者の閲覧に供する等の対応を行います。信託終了時には、最終計算を記載した書面にてご報告いたします。 お客さまから残高等のご照会があった場合には、速やかに回答いたします。
20	信託報酬 (1)管理報酬	(1)信託契約時に当初信託財産額の4.4%(消費税込み)を委託者より管理報酬としていただきます。 (2)追加信託時に、追加金額の4.4%(消費税込み)を委託者より管理報酬としていただきます。
	(2)運用報酬	信託期間中に、当行所定の方法により信託金の元本に運用報酬率を乗じて計算される額を運用報酬としていただきます。運用報酬率は、約款に定める総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額(当行が前回計算期日の翌日(ただし前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日)に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当行所定の方法により計算される額。)の合計額が同額となるよう決定されます。 運用報酬率は、年8.0%を上限、年0.001%を下限とします。
21	受益権の譲渡・質入	本信託の受益権は、当行の承認がなければ譲渡および質入その他の担保に供することはできません。
22	信託の終了	以下の事由により信託は終了します。 ①期間満了となった場合(最長30年) ②やむを得ない事情のため、受益者より全部解約の請求があり当行がこれを認めた場合 ③税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となっ

		たと当行が認め、委託者および受益者に発送する本信託の終了通知に信託終了日として記載され特定される日が経過したとき ④約款の変更につき、委託者または受益者が異議を述べ、約款の規定に従って解約される場合 ⑤委託者、受益者および帰属権利者(受贈者)等が反社会的勢力に該当する事案が判明した場合や、反社会的行為を行ったことが判明した場合等において、約款の規定に従って解約されるとき ⑥受益者への給付の結果、信託財産がなくなった場合 ⑦委託者が死亡した場合 ⑧当行に預金保険法に定める保険事故等が発生し、約款第16条に基づく手続きにより信託を終了した場合
23	信託財産の交付	(1)当行は、申込書等の指定に基づき、信託財産の全部または一部を金銭により受益者または代理人に交付するものとします。 (2)委託者死亡時には、委託者が申込書等で指定した第2受益者に収益金を含めた残余財産を支払います。
24	中途解約時の取扱い (1)中途解約 (2)解約の支払額の計算情報	約款に定める場合およびやむを得ない事由による場合で、かつ当行がこれを認めた場合を除き、中途解約はできません。 解約時の元本および収益金の合計額から、当行の店頭に掲示する「予定配当率のご案内」の解約手数料を差し引いた金額となります。 ただし、解約手数料は信託契約日から信託金の支払日前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。
25	元本補填契約・預金保険適用の有無	当行は、元本に万一欠損が生じた場合は終了時にこれを完全に補填します。ただし当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合は、当該補填を履行できない場合があります。 本商品は預金保険の対象です。
26	予定配当率	当行は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定します。予定配当率は、信託専用フリーダイヤルまたはお近くの〈ひろぎん〉窓口にてご確認ください。
27	利益補足契約の有無	ありません。 予定配当率を表示しておりますが、確定利回り商品ではありません。
28	受託者の公告の方法	約款の変更を行うとき等において必要とされる場合、当行は1カ月以上の一定の期間内に異議を述べるべき旨の公告を電子公告により行うものとします。やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うものとします。

29	本信託に係る租税 その他費用に関する 事項	(1)運用収益については、20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)となります。 (2)マル優・マル特は使えません。 (3)復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%地方税5%)となります。 (4)信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。
30	連絡先	広島銀行 信託専用フリーダイヤル 0120-164-088 ご利用時間／平日9:00～17:00(土・日・祝休日、および大晦日・正月3が日は除く)
31	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
32	当行の苦情処理措置 および 指定紛争解決機関	当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 信託協会 [連絡先]信託相談所 [電話番号]0120-817-335 または 03-6206-3988

(2025年3月31日現在)

- ・当資料は、2025年3月現在の税制・法令・公表情報に基づいて作成しております。今後の法律動向等によっては内容が変更となる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- ・当行所定の審査によりお引き受けできない場合がございます。
- ・本商品概要説明書以外にも別途お渡しする特約付き金銭信託(合同運用型)「〈ひろぎん〉家族みまもり信託プラス」約款をご参照ください。